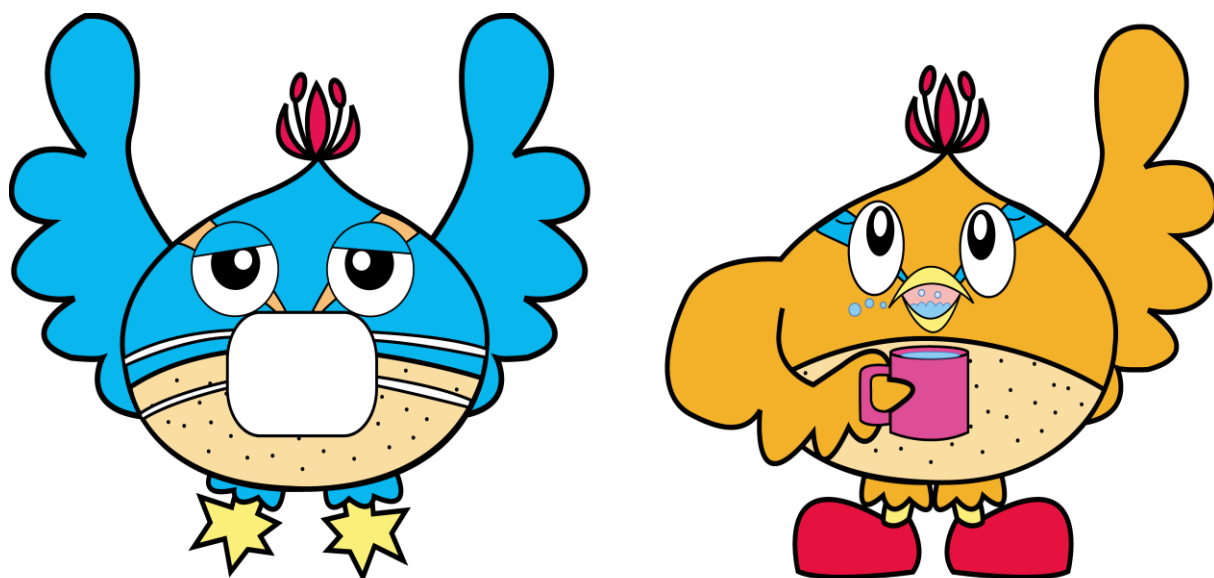


# 日高市新型インフルエンザ等対策行動計画



平成26年11月

日高市



# 目次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1	経緯	1
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成	2
<b>第2章</b>	<b>対策の基本方針</b>	<b>4</b>
1	目的	4
2	対策の基本的な考え方	6
3	実施上の留意点	8
4	発生時の被害想定等	9
5	役割分担	11
6	発生段階	13
7	行動計画の主要6項目	14
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 医療	
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
<b>第3章</b>	<b>発生段階別の対応</b>	<b>22</b>
1	未発生期（国内・海外未発生）	23
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 医療	
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
2	海外発生期	28
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 医療	
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
3	国内発生期	33
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	

(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
4 県内発生早期.....	39
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
5 県内感染拡大期.....	45
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
6 小康期.....	51
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
<b>参考</b> 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策.....	54
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
<b>用語解説</b> .....	57

# 第1章 はじめに

## 1 経緯

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人々が免疫を持っていないために世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性がある。

厚生労働省は、平成17年11月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実にを行うため、「世界保健機関WHO世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や自治体を実施する具体的な対応策を定めた。県においても、同年11月に「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、平成20年5月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」及び「検疫法」が改正され、平成21年2月には、その後の科学的知見を踏まえて、国の行動計画が抜本的に改訂された。

こうした中、同年4月に新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生し、WHOは、同年6月警戒レベルをフェーズ6に引き上げて「世界的な大流行(パンデミック)」を宣言した。

国においても、同年5月に国内で初の感染者が確認された。しかし、この新型インフルエンザ(A/H1N1)の特徴は季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応に当たり、行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととし、数次にわたり基本的対処方針やその運用指針等が示された。

病原性が季節性並みとも言われる2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られた。このため、従前の行動計画における高病原性の新型インフルエンザへの対応に加え、重症度に応じた柔軟な対策が実施できるよう、埼玉県は平成23年2月、国は平成23年9月にそれぞれ新型インフルエンザ対策行動計画を見直している。

## 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様な危険性があり、社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

### (2) 行動計画の作成

平成25年6月7日、国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

また、平成26年1月、埼玉県は特措法第7条第1項に基づき「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

市では、特措法第8条の規定により、国及び県行動計画に基づいた「日高市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

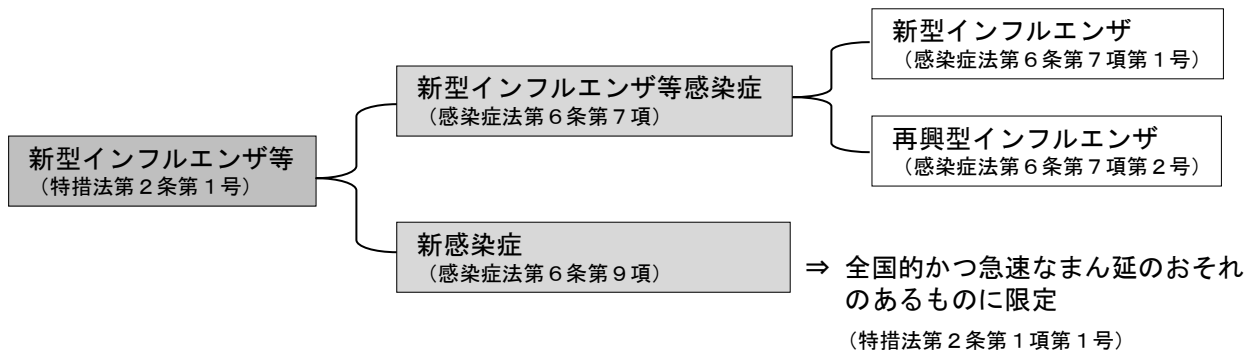
市行動計画は、日高市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示すものである。

### (3) 行動計画の対象

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、市行動計画の参考として、県行動計画中の「**参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策**」を示すこととした。

#### （４）行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合は、必要に応じて適時適切に本計画の変更を行う。

## 第2章 対策の基本方針

### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市民の危機管理に関わる重要な課題として、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### **（1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する**

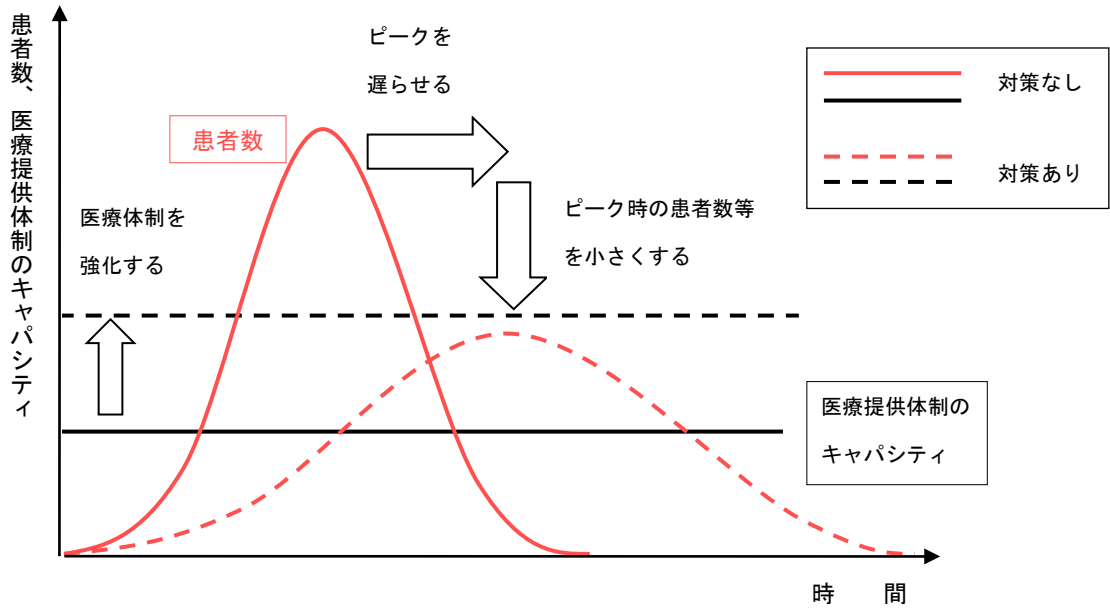
- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること及び、医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### **（2）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする**

- ア 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- イ 医療の提供の業務や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



# <対策の効果（概念図）>



## 2 対策の基本的な考え方

### (1) 対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置く必要がある。過去のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示すものである。そのため、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

また、市町村は住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関して的確に対策を実施することが求められるため、実施にあたっては埼玉県や近隣の市町村との連携を図らなければならない。

### (2) 基本的な戦略

市行動計画においては、新型インフルエンザ等発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

#### ア 発生前の準備

発生前の段階では、平時から発生に備え、国や県、近隣の市町村等との連携を図り、連携体制の構築や情報収集に努め、医療体制の整備など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

#### イ 海外発生段階の対応

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国や県との連携を図り、常に新しい情報の収集に努め、市民に対して詳細かつ具体的な情報提供を行うとともに、市民からの相談に対応する。

#### ウ 国内発生、県内発生期の対応

国内、県内での発生当初の段階では、市は国及び県、事業者等と相互に連携して、

医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う。

## エ 県内感染拡大期の対応

県内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、不測の事態が生じることも想定する必要がある。市は社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応する。

## オ 対策の評価と見直しと柔軟な対応

県内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定した強力な対策を実施する。

また、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価する。その結果、新型インフルエンザ等の病原性が判明し、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要がないことが明らかになった場合には、必要性の低下した対策を速やかに縮小・中止する。

事態によっては、臨機応変に柔軟に対応し、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫する。

## (3) 社会全体での取組

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対応は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を含めて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなど、積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことも必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、公衆衛生対策がより重要である。

### 3 実施上の留意点

市等が新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に対策を実施する場合には、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、以下の対策の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づいて行うこととし、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- ・ 医療関係者への医療等の実施の要請
- ・ 不要不急の外出の自粛要請
- ・ 学校、興行場等の使用等制限等の要請
- ・ 緊急物資の運搬等

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

日高市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

#### (4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4 発生時の被害想定等

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定されている。(り患率については、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定し、米国疾病予防管理センター (Centers for Disease Control and Prevention) により示された推計モデル (FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月) を用いて被害規模が推計されていると考えられる。)

国の被害想定を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなるため、これを参考とする。

	日高市		埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	約 5,500 人 ～約 12,000 人		約 75 万人 ～約 140 万人		約 1,300 万人 ～約 2,500 万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約 220 人	～約 960 人	約 3 万人	約 11 万人	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約 70 人	～約 300 人	約 9,500 人	約 36,000 人	約 17 万人	約 64 万人

※ 平成 26 年 5 月 1 日現在の推計人口は 57,432 人 (約 57,000 人)

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を 0.53% (中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を 2.0% (重度) として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※ この推計は、今後も適宜見直すことがある。

## (2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 市民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。

イ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）における国及び埼玉県の入院患者数や死亡者数は以下のとおりであった。このため、前述の想定をかなり下回る想定についても考慮しておく必要がある。

	埼玉県	全国
医療機関受診患者数	約108万人	約2,000万人
入院患者数	383人	約1.8万人
死亡者数	9人	198人

## 5 役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

<b>(1) 国</b>
<p>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進する。</li></ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進する。</li><li>医学、公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施する。</li></ul>
<b>(2) 県</b>
<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>県対策本部等を設置する。</li><li>政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携する。</li><li>市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供する。</li><li>地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進する。</li></ul>
<b>(3) 市町村</b>
<p>住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施する。</li><li>対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と連携する。</li><li>政府が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を発表した際は、速やかに市対策本部を設置する。</li></ul>

<b>(4) 医療機関</b>
<p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等患者を診療するために院内感染対策をする。</li> <li>・ 必要となる医療資器材を確保する。</li> <li>・ 診療継続計画を策定する。</li> <li>・ 地域における医療連携体制を整備</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等患者発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携</li> <li>・ 発生状況に応じて医療を提供する。</li> </ul>
<b>(5) 指定（地方）公共機関</b>
<p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特措法に基づき業務計画を作成</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策を実施する。</li> <li>・ 国や県等の地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施する。</li> </ul>
<b>(6) 登録事業者</b>
<p>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の指示により臨時に予防接種を実施する。</li> <li>・ 事業活動を継続する。</li> <li>・ 発生前から、職場における感染対策を実施する。</li> <li>・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施する。</li> </ul>
<b>(7) 一般の事業者</b>
<p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の事業を縮小する。</li> <li>・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底する。</li> </ul>
<b>(8) 市民</b>
<p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手</li> <li>・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施する。</li> </ul>



## 6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なる。状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に則して6つの発生段階に分類している。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。国の分類に基づいて、埼玉県における発生段階が定められており、その移行については県と連携を図っていくことから、市行動計画における発生段階は県行動計画と同様とする。

国、県、市町村、関係機関等は、行動計画等で示された対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する必要がある。

### 日高市行動計画における発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 ※県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※1 これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

※2 県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接市等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

## 7 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、市行動計画では、その目標と活動を「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。

### (1) 実施体制

#### ア 発生前の体制

健康福祉部や総務部をはじめ、関係各部の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。また、県及び近隣の市町村、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

さらに、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の改訂等においては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

#### イ 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、対策を強力に推進するため、「日高市新型インフルエンザ等対策調整会議」を設置し、情報の共有、対策の連絡調整を行う。

また、政府が緊急事態宣言を行った場合は、市長及び各部局長からなる市対策本部（本部長：市長）を速やかに設置し、市内の対策を決定し、実施する等総合的な推進を図る。

なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市民生活及び市民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと市長が認めるときについても、「対策本部」を設置することとする。

さらに、迅速な対応を図る観点から、専門家の意見を聴き、次の事項について確認する。

- ・ 医学・公衆衛生学等の観点からの合理性
- ・ 法律や危機管理等の観点からの社会的・政策的合理性

## 【日高市新型インフルエンザ等対策本部】

- 本部長：市長  
副本部長：副市長、教育長  
本部長員：部長、会計管理者、議会事務局長、保健相談センター所長、  
危機管理防災課長、消防関係者  
事務局：危機管理防災課

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランスの考え方

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、新感染症が発生した場合は、国や県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

### イ 発生早期のサーベイランス

県では、海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、積極的疫学調査等により患者の臨床像等の特徴を把握するため、感染経路や臨床情報等の情報収集・分析を行う。

市は、国や県等からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力する。

### ウ まん延期のサーベイランス

県では、県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡・重症者に限定した情報収集に切り替える。

市は、国や県等からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力する。

### エ 情報の活用等

県では、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報を医療体制等の整備に活用する。

市は、県から入手した情報を迅速かつ定期的に提供するとともに、実施される医療体制に適宜、協力する。

### **(3) 情報提供・共有**

#### **ア 情報提供・共有の目的**

新型インフルエンザ等対策は、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

#### **イ 情報提供手段の確保**

市民は情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、市民に理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### **ウ 発生前における市民等への情報提供**

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、県等と連携して医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供により、新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらい、発生時の市民等の適切な行動につなげる。

特に、児童、生徒等に対しては、学校での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供する。

#### **エ 発生時における市民等への情報提供及び共有**

##### **(ア) 発生時の情報提供について**

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、迅速かつ分かりやすく情報提供する。なお、提供する情報の内容は、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

##### **(イ) 相談窓口の設置**

市は、新型インフルエンザ等発生時、国からの要請に基づき、市民からの疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範囲な内容に応じることのできる相談窓口等を設置し、国が配布するQ & A等を参考に適切に情報提供する。

#### (ウ) 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、国、県、市町村、指定地方公共機関等の情報を必要に応じて、集約し、ホームページを活用して情報提供する。

### オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であるため、市対策本部において情報を集約し、適宜適切に情報を提供する。

また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じて地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する受取手の反応等を分析し、次の情報提供に生かしていくこととする。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。

ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

### イ 主な予防・まん延防止

#### (ア) 個人における対策

県内発生早期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、埼玉県が措置を実施する地域に指定された場合、県等からの要請に応じて、不要不急の外出の自粛要請等に適宜、協力する。

#### (イ) 地域対策・職場対策

国内発生期から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の

季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、埼玉県が措置を実施する地域に指定された場合、県等からの要請に応じて、施設の使用制限の要請等に適宜、協力する。

## ウ 予防接種

### (ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (イ) 特定接種

#### a 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。なお、国が実施主体で、要請により市が協力する。

#### b 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- (a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、特定接種の対象となり得る者として政府行動計画で整理された登録事業者、公務員のうち、埼玉県においては県行動計画中に、「特定接種の対象となり得る業種・職務について」として示されている。

#### c 接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された

医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会)の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。

**d 特定接種の登録**

市は、県からの要請に応じて、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。

**e 特定接種の接種体制**

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となる。

新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については、所属する県又は市町村を実施主体として接種を行う。

**(ウ) 住民接種**

**a 臨時接種**

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの市民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

この場合、市は、原則として集団的接種を行うこととし、全市民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

**b 新臨時接種**

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、市民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるときは、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととする。

この場合においても、市は全市民が接種することができる体制の構築を図る。

**c 接種順位**

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

**【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】**

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- (a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群(基礎疾患を有する者及び妊婦)
- (b) 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

(c) 成人・若年者

(d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあり、国によって決定される。

#### d 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市は接種が円滑に行えるよう医師会や各関係機関等と接種体制の構築を図る。

### (エ) 留意点

各発生時期における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、政府対策本部が総合的に判断、決定される。

## (5) 医療

### ア 医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

県では、県内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくこと、特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集等の対策を行う。

市は、県等からの要請に応じて、その対策等に適宜、協力する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が患い、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。



死者や重症者の発生率が高い場合には、急激な感染拡大により、社会・経済的な影響として、従業員本人のり患や家族のり患等によって最大で従業員の40%程度が欠勤することも想定されている。

このため、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の市民生活が維持できるよう、関係者は、特措法に基づき発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である。

一方、こうした場合、それ以外の不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、縮小することも望まれる。

## 第3章 発生段階別の対応

発生段階別ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっている。個々の対策の具体的な実施時期は、段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階ごとの対策はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

## 1 未発生期（国内・海外未発生）

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li><li>・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li></ul>
目的：
発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

### （1）実施体制

#### （1）－1 行動計画等の作成

- ① 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画や県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて、県からの支援及び医療対策上の課題及び対応を検討するため、医師会の代表者等、感染症に関する知識、経験を有する者の意見を聴取し、適宜、見直しをしていく。

#### （1）－2 体制の整備及び国・県との連携強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等発生時の対策を整備、強化するために初動対応にあたる体制を全庁一体となって確立する。
- ② 市は、国、県、関連機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ③ 市は、必要に応じて、消防機関等と連携を進める。

### （2）サーベイランス・情報収集

#### （2）－1 情報収集

- ① 市は、国、県、関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

## **(2) - 2 通常のサーベイランス**

- ① 市は、県で実施されるサーベイランス、情報収集に関する対策について、情報を積極的に収集するとともに、国、県等からの要請に応じて、その取り組みに適宜、協力する。

### **《サーベイランス、情報収集に関する県の対策》**

- ・県及び保健所設置市は、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、患者発生サーベイランスにより、指定届出機関（定点医療機関）における患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する（感染症発生動向調査）。
- ・県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、指定届出機関の中の一部の医療機関（病原体定点）からインフルエンザ患者の検体を採取し、衛生研究所で確認検査を行い、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行状況を把握する。
- ・県及び保健所設置市は、指定届出機関のうち基幹定点医療機関において、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ・県及び保健所設置市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ・県は、国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、新型インフルエンザの出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。

## **(3) 情報提供・共有**

### **(3) - 1 継続的な情報提供**

- ① 市は、県等と連携し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② 市は、県等と連携し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

### **(3) - 2 体制整備等**

- ① 市は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 市は、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。

- ③ 市は、国や県からの要請に基づいて、新型インフルエンザ等発生時には市民からの相談に応じるための相談窓口等を設置する準備を進める。
- ④ 市は、発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入力することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

## **(4) 予防・まん延防止**

### **(4) - 1 対策実施のための準備**

#### **(4) - 1 - 1 個人における対策の普及**

- ① 市は、県、学校、事業者とともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ② 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

#### **(4) - 1 - 2 地域対策・職場対策の周知**

- ① 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

### **(4) - 2 予防接種**

#### **(4) - 2 - 1 ワクチンの供給体制**

- ① 市は、国や県と連携して、ワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報やワクチンを円滑に流通できる体制を構築するための情報を積極的に収集する。

#### **(4) - 2 - 2 特定接種の基準に該当する事業者の登録**

- ① 市は、国が行う登録事業者の登録に関し、国が作成する登録実施要領（特定接種にかかる接種体制、事業継続にかかる要件や登録手続き等を示すもの）に基づき、事業者に対しての登録作業にかかる周知に協力する。

#### **(4) - 2 - 3 接種体制の構築**

#### **(4) - 2 - 3 - 1 特定接種**

- ① 市は、国の要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として速やかに特定接種を実施できるよう、接種体制の構築を支援する。

#### **(4) - 2 - 3 - 2 住民接種**

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第1項又は第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種（臨時接種又は新臨時接種）することができるための体制を構築する。
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結する等、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ③ 市は、速やかに接種することができるよう、国の示す接種体制の具体的なモデルを参考に、飯能地区医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

### **(5) 医療**

#### **(5) - 1 地域医療体制の整備**

- ① 市は、県等からの要請に応じて、実施される対策について適宜、協力する。

##### **《地域医療体制の整備に関する県の対策》**

- ・県及び保健所設置市は、地域別対策会議を開催し、密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備について検討する。
- ・県及び保健所設置市は、専用外来を行う医療機関、感染症指定医療機関等について、設置の準備や入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進める。

#### **(5) - 2 県内感染拡大期に備えた医療の確保**

- ① 市は、県等からの要請に応じて、実施される対策について適宜、協力する

##### **《県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策》**

- ・県及び保健所設置市は、全ての医療機関に対して医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- ・県及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、指定地方公共機関である感染症指定医療機関等、公的医療機関等において優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努め

る。

・県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を試算する。

・県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。

・県及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

・県及び保健所設置市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

## **（６）市民生活及び市民経済の安定の確保**

### **（６）－１ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援**

- ① 市は、国及び県と連携し、まん延時における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

### **（６）－２ 火葬能力等の把握**

- ① 県は、市町村等と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。  
市は、県等からの要請に応じて、その取り組み等に適宜、協力する。

### **（６）－３ 物資及び資材の備蓄等**

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備の整備等をする。

この場合、特措法第 11 条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。

## 2 海外発生期

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li><li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li><li>・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li></ul>
目的：
市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
<ol style="list-style-type: none"><li>1)新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li><li>2)対策の判断に役立てるため、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を積極的に収集する。</li><li>3)県等と連携して海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li><li>4)市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li></ol>

### (1) 実施体制

#### (1) - 1 実施体制の強化等

- ① 市は、厚生労働大臣が感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、内閣総理大臣が特措法第15条第1項の規定により政府対策本部を設置したときは、市行動計画で定めるところにより、速やかに「日高市新型インフルエンザ等対策調整会議」を開催し、情報の集約、共有、分析を行う。
- ② 市は、医療政策における課題及び対応を検討するため、必要に応じて医師会の代表者等、感染症に関する知識、経験を有する者の意見を適宜、聴取し、対策に反映する。
- ③ 市は、県等と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に周知する。
- ④ 市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況を踏まえて対策基本方針を変更した場合は、その内容を確認するとともに、県等と連携して医療機関、事業者、市民に周知する。



## **(2) サーベイランス・情報収集**

### **(2) - 1 情報収集**

- ① 市は、県等と連携して、実施される対策等に適宜、協力するとともに、必要な情報収集に努める。

### **《サーベイランス、情報収集に関する県の対策》**

#### **○サーベイランスの強化等**

- ・ 県及び保健所設置市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ・ 県及び保健所設置市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・ 県及び保健所設置市は、引き続き国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、新型インフルエンザの出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。
- ・ 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、ウイルス株の情報に基づき国が確立したPCR検査の情報を踏まえ、衛生研究所において、PCR検査を実施するための体制を速やかに整備する。

## **(3) 情報提供・共有**

### **(3) - 1 情報提供**

- ① 市は、県等と連携して、市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市ホームページ、ケーブルテレビ、新聞等の複数の媒体を活用し、かつ詳細に分かりやすく、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 市は、県等と連携して、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われ、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように「日高市新型インフルエンザ等対策調整会議」が調整する。

### **(3) - 2 情報共有等**

- ① 市は、国や県、近隣の市町村、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を行う。

- ② 市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

### **(3) - 3 相談窓口の設置**

- ① 市町村は、国が配布するQ&A等を参考にしながら、市民が新型インフルエンザ等に関する相談をできる窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。

## **(4) 予防・まん延防止**

### **(4) - 1 感染症危険情報の発出等**

- ① 市は、国が行う海外渡航者に対する新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国及び県、事業者と連携して市民に周知する。
- ② 市は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の調整について、国及び県、事業者等と連携して周知する。

### **(4) - 2 予防接種**

#### **(4) - 2 - 1 ワクチンの供給**

- ① 市は、県が医薬品等の販売業者である指定地方公共機関等の協力を得て、県内で円滑に流通できる体制の構築に努めるため、要請に応じて、その取り組みに適宜、協力する。

#### **(4) - 2 - 2 接種体制**

##### **(4) - 2 - 2 - 1 特定接種**

- ① 市は、県等と連携して、決定した特定接種の具体的運用（特定接種の総枠、対象、順位等）について、情報収集を行う。
- ② 市は、県等と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### **(4) - 2 - 2 - 2 住民接種**

- ① 市は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- ② 市は、国の要請により、市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、市行動計画で定める接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備

を進める。

#### **(4) - 2 - 3 情報提供**

- ① 市は、県等と連携して、未発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

#### **(5) 医療**

- ① 市は、県等と連携して医療対策に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じて、その取り組み等に適宜、協力する。

#### **《医療に関する県の対策》**

##### **○新型インフルエンザ等の症例定義**

・県では、医療機関等に対して、国が定めた症例定義を周知し、新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断した場合には、直ちに保健所へ届出を行うとともに、検体を採取するよう要請する。

##### **○医療体制の整備**

・県は、保健所設置市と連携して、感染症指定医療機関等に対して、外来・入院医療体制の確保について要請するとともに、必要な場合には、各医療機関において受入れ可能な外来・入院患者数等を把握する。

・県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、専用外来を設置するよう要請する。

・県及び保健所設置市は、専用外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

・県及び保健所設置市は、専用外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

・県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、衛生研究所で亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。

##### **○帰国者・接触者相談センターの設置**

・県及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。

## ○陰圧テントの貸出

- ・県は、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出しする。

## ○検査体制の整備

- ・県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、病原体の情報に基づき、衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立し、新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体の亜型の検査を行う。

## ○医療機関等への情報提供

- ・県は、国から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

## ○抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

- ・県は、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬や个人防护具の備蓄量を把握する。
- ・県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ・県は、抗インフルエンザウイルス薬や迅速キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して、適正流通を指導する。

## （６）市民生活及び市民経済の安定の確保

### （６）－１ 要援護者対策

- ① 市は、新型インフルエンザの発生が確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。

### （６）－２ 遺体の火葬・安置

- ① 市は、県等と連携して、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、準備を行う。

### 3 国内発生期

埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目的：
市内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方：
1) 国内で発生した場合の状況等により国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
3) 市内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。
4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

#### (1) 実施体制

##### (1) - 1 実施体制の強化等

- ① 市は、政府対策本部が基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示したときは、「日高市新型インフルエンザ等対策調整会議」を開催して、県内発生早期の対策を確認する。
- ② 市は、医療政策における課題及び対応を検討するため、必要に応じて医師会の代表者等、感染症に関する知識、経験を有する者の意見を適宜、聴取し、対策に反映する。
- ③ 市は、海外発生期に引き続き、県等と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に周知する。
- ④ 市は、海外発生期に引き続き、国が病原体の特性、感染拡大の状況を踏まえて対策基本方針を変更した場合は、その内容を確認するとともに、県等と連携して医療機関、事業者、市民に周知する。

##### (1) - 2 職員の配備体制

- ① 市は、情報の収集及び県内発生や緊急事態措置に備えた必要な対策を実施する。なお、基本的には海外発生期と同様の対策を講じる。

##### (1) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

###### (1) - 3 - 1 緊急事態宣言時の体制

- ① 市は、政府対策本部が埼玉県を区域として緊急事態宣言をし、基本的対処方針を変更したことを公示したときは、必要に応じて県行動計画及び市行動計画に基づいて必要な対策を行う。

### **(1) - 3 - 2 市対策本部の設置**

- ① 市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。

## **(2) サーベイランス・情報収集**

### **(2) - 1 情報収集**

- ① 市は、県等と連携して国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について必要な情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じて、その取り組みに適宜、協力する。

### **《サーベイランス、情報収集に関する県の対策》**

#### **○サーベイランス**

- ・県及び保健所設置市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、県内での新型インフルエンザ等発生の早期把握に努める。
- ・県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ・県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

## **(3) 情報提供・共有**

### **(3) - 1 情報提供**

- ① 市は、県等と連携して、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等の情報を速やかに提供する。この場合、対策の決定プロセス、実施主体についても、詳細を分かりやすく提供する。
- ② 市は、県等と連携して、海外発生期に引き続き、市民一人一人における感染対策や受診方法等を周知するほか、職場、学校、事業所等での感染対策についての情報も適切に提供する。
- ③ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じて、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ④ 市は、情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように市対策本部が調整する。

### **(3) - 2 情報共有**

- ① 市は、海外発生期に引き続き、国及び県、市町村、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。
- ② 市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

### **(3) - 3 相談窓口の体制充実・強化**

- ① 市は、国から配布されるQ & Aの改定版を活用して、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化する。

## **(4) 予防・まん延防止**

### **(4) - 1 市内での予防・まん延防止**

- ① 市は、県等と連携して、市民、事業所、福祉施設等に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 市は、県等と連携して、事業所に対して職場における感染予防策の徹底及び、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③ 市は、県と連携して、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第56号)等に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。  
なお、学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機(出席停止)とするよう要請する。
- ④ 市は、県等と連携して 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ⑤ 市は、県等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

### **(4) - 2 予防接種**

#### **(4) - 2 - 1 特定接種**

- ① 市は、海外発生期に引き続き、国や県等と連携して、職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### **(4) - 2 - 2 住民接種**

- ① 市は、県等と連携して、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえた接種順位に関する国の決定内容等を確認する。
- ② 市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、飯能地区医師会等関係者の協力を得て、集団的な接種を行うことを基本に接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。また、接種の実施にあたっては、国及び県と連携して、公共施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として市内に居住する者を対象に行う。なお、接種会場における感染対策を十分に図ったうえで、実施するものとする。

#### **(4) - 2 - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置**

- ① 埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、情報を積極的に収集するとともに、県等と連携して、その取り組みに適宜、協力する。  
また、住民接種については、緊急事態措置を実施すべき区域の指定に関わらず、市は、基本的対応方針の変更を踏まえ、特措法 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を保健相談センターや公民館等の公共施設において実施する。

#### **《緊急事態宣言がされている場合の県の対策》**

・県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

・特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

また、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）



に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。  
特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## (5) 医療

### (5) - 1 医療

① 市は、県が実施する対策に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じて、その取り組みに適宜、協力する。

#### 《医療に関する県の対策》

##### ○医療体制の整備

・県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、専用外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

##### ○陰圧テントの貸出

・引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出しする。

##### ○患者への対応等

・県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

・県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

##### ○医療機関等への情報提供

・県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

##### ○抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

・県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬や迅速検査キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正流通を指導する。

・県は、県内発生早期・県内感染拡大期に備え、引き続き医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

##### ○医療機関・薬局における警戒活動

・県警察は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図

るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

### 《緊急事態宣言がされている場合の県の対策》

- ・県は、埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (6) - 1 要援護者対策

- ① 市は、県等と連携して、要援護者対策を実施する。また、食料品、生活必需品等の供給状況に応じて、確保、配分、配布等を行う。

### (6) - 2 市民・事業者への呼びかけ

- ① 市は、市民に対して、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

### (6) - 3 遺体の火葬・安置

- ① 市は、県等と連携して、円滑な火葬が実施できるように努めるとともに、適切に遺体の保存ができる体制を整備する。

### (6) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ① 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、県等と連携して、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

#### ② 水の安定供給

- ・水道事業者である市は、業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## 4 県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的：
1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備え、体制を整備する。
対策の考え方：
1) 感染拡大を止めることは困難であるが、県内発生早期には積極的な感染拡大防止策を講じる。 2) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 県内発生早期の新型インフルエンザ等患者への医療提供・相談体制を確実に運営し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 5) 感染の拡大に備え、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備などの体制整備を進める。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

#### (1) - 1 実施体制の強化等

- ① 市は、県内での発生が確認されたときは、市対策本部において県内発生早期の対策を確認する。
- ② 市は、医療対策上の課題及び対応を検討するため、必要に応じて、医師会の代表者等、感染症に関する知識、経験を有する者の意見を適宜、聴取し、対策に反映する。
- ③ 市は、国内発生期に引き続き、県等と連携して国が決定した基本的対応方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ④ 市は、国内発生期に引き続き、国が感染拡大の状況により基本的対応方針を変更し

た場合は、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

### **(1) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされているときは、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第 34 条に基づき市対策本部を直ちに設置する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市対策本部は、政府対策本部及び埼玉県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

## **(2) サーベイランス・情報収集**

### **(2) - 1 情報収集**

- ① 市は、県等と連携して、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等の情報を積極的に収集するとともに、その取り組み等に適宜、協力する。

#### **《サーベイランス・情報収集に関する県の対策》**

- ・県及び保健所設置市は、国内発生期（県内未発生）に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、県内での新型インフルエンザ等の発生状況を迅速に把握する。
- ・県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ・県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

## **(3) 情報提供・共有**

### **(3) - 1 情報提供**

- ① 市は、県等と連携して、国内発生期に引き続き、市民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、

対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

- ② 市は、県等と連携して、国内発生期に引き続き、市民一人一人における感染対策や受診方法等を周知するほか、職場、学校、事業所等での感染対策についての情報も適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 市は、国内発生期に引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じて、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ④ 市は、情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように市対策本部が調整する。

### **(3) - 2 情報共有**

- ① 市は、国内発生期に引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

### **(3) - 3 相談窓口の継続**

- ① 市は、県等からの要請に応じて、相談窓口体制を充実・強化する。
- ② 市は、国から配布されたQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

## **(4) 予防・まん延防止**

### **(4) - 1 市内での予防・まん延防止**

- ① 市は、県等からの要請に応じて、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等の対策に適宜、協力する。
- ② 市は、県等からの要請に応じて、直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - (1) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - (2) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - (3) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。

学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。

(4) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

- ③ 市は、国内発生期に引き続き、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

#### **(4) - 2 予防接種**

- ① 市は、市民に対する予防接種について、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### **(4) - 2 - 1 接種体制**

##### **(4) - 2 - 1 - 1 特定接種**

- ① 市は、国内発生期に引き続き、国や県等と連携して、職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### **(4) - 2 - 1 - 2 住民接種**

- ① 市は、県等と連携して、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえた接種順位に関する国の決定内容等を確認する。
- ② 市は、国内発生期と同様に、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、飯能地区医師会等関係者の協力を得て、集団的な接種を行うことを基本に接種を行うとともに、接種に関する情報提供を行う。また、接種の実施にあたっては、国及び県と連携して、公共施設の活用や医療機関への委託等、接種会場における感染対策を十分に図ったうえで、当該市町村の区域内に居住する者を対象に速やかに行う。

##### **(4) - 2 - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

- ① 市は、埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、情報を積極的に収集するとともに、県等で実施される取り組み等に適宜、協力する。

また、住民接種については、緊急事態措置を実施すべき区域の指定に関わらず、市は、基本的対応方針の変更を踏まえ、特措法 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を保健相談センターや公民館等の公共施設において実施する。

#### **(5) 医療**

## **(5) - 1 医療**

市は、県が実施する対策について、情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じて、その取り組みに適宜、協力する。

### **《医療に関する県の対策》**

#### **○医療体制の整備**

・県及び保健所設置市は、海外発生期、国内発生期に引き続き、専用外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。

#### **○陰圧テントの貸出**

・引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出しする。

#### **○患者への対応等**

・県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

・県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

#### **○医療機関等への情報提供**

・県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

#### **○抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用**

・県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬や迅速検査キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正流通を指導する。

・県は、県内発生早期・県内感染拡大期に備え、引き続き医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

#### **○医療機関・薬局における警戒活動**

・県警察は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

### **《緊急事態宣言がされている場合の県の対策》**

県は、埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## **(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

#### **(6) - 1 要援護者への生活支援**

- ① 市は、県等からの要請に応じて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### **(6) - 2 市民・事業者への呼びかけ**

- ① 市は、国内発生期に引き続き、市民に対して、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

#### **(6) - 3 遺体の火葬・安置**

- ① 市は、県等と連携して、引き続き円滑な火葬が実施できるように努めるとともに、適切に遺体の保存ができる体制を整備する。

#### **(6) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置**

##### **① 生活関連物資等の価格の安定等**

・市は、県等と連携して、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

##### **② 水の安定供給**

・水道事業者である市は、業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。



## 5 県内感染拡大期

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)。
目的：
1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方：
1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2) 県内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。 3) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

#### (1) - 1 実施体制の強化等

- ① 市は、県等と連携して、感染段階に関する情報を積極的に収集し、市対策本部にて県内拡大感染期の対策を確認する。
- ② 市は、医療対策上の課題及び対応を検討するため、必要に応じて、医師会の代表者等、感染症に関する知識、経験を有する者の意見を適宜、聴取し、対策に反映する。

## **(1) - 2 職員の配備体制**

- ① 市は、市対策本部において、全庁一体となった対策を推進する。

## **(1) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第 34 条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

## **(2) サーベイランス・情報収集**

### **(2) - 1 情報収集**

- ① 市は、積極的に情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じて、その取り組みに適宜、協力する。

### **《サーベイランス・情報収集に関する県の対策》**

- ・県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。
- ・県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のコピーランスを継続する。ただし、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のコピーランスに戻す。
- ・県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

## **(3) 情報提供・共有**

### **(3) - 1 情報提供**

- ① 市は、県等と連携して、県内発生早期に引き続き、市民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報

提供する。

- ② 市は、県内発生早期に引き続き、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 市は、県内発生早期に引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、市や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。
- ④ 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように、市対策本部が調整する。

### **(3) - 2 情報共有**

- ① 市は、県内発生早期に引き続き、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。
- ② 市は、県内発生早期に引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

### **(3) - 3 相談窓口の継続**

- ① 市は、県内発生早期に引き続き、市民からの相談窓口体制を継続する。
- ② 市は、県内発生早期に引き続き、国から配布されたQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

## **(4) 予防・まん延防止**

### **(4) - 1 市内でのまん延防止対策**

- ① 市は、県内発生早期に引き続き、県等と連携して、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ② 市は、県内発生早期に引き続き、県等と連携して、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。
- ③ 市は、県内発生早期に引き続き、県等と連携して、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

- ④ 市は、県内発生早期に引き続き、県等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

#### **(4) - 2 予防接種（緊急事態宣言がされていない場合の措置）**

- ① 市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### **(4) - 3 予防接種（緊急事態宣言がされている場合の措置）**

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を保健相談センターや公民館等の公共施設において実施する。

### **(5) 医療**

#### **(5) - 1 医療**

- ① 市は、国及び県と連携して、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等からの要請があった場合には、在宅で療養する患者の支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者の対応を行う。
- ② 市は、情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じて、その取り組みに適宜、協力する。

#### **《医療に関する県の対策》**

##### **○患者への対応等**

・県及び保健所設置市は、専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

・県及び保健所設置市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

・県及び保健所設置市は、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することに関する、国が示す対応方針を周知する。

・県及び保健所設置市は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調

整する。

#### ○医療機関等への情報提供

・県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

#### ○抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

・県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬について、保健所や感染症指定医療機関等に対する予防投与用としての活用を中止する。

・県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬や迅速キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正な流通を指導する。

・県は、患者の発生状況や市場における流通状況を踏まえ、必要な場合には、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を市場に供給するとともに、抗インフルエンザウイルス薬については、国備蓄分の配分を要請する。

#### ○医療機関・薬局における警戒活動

・県警察は、引き続き医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

### 《緊急事態宣言がされている場合の県の医療対策》

県は、埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

・医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市町村が行うこととする。その際は、事前に市町村と協議を行うことを基本とする。

## (6) 市民生活及び市民生活の安定の確保

### (6) - 1 要援護者への生活支援

① 市は、県内発生早期に引き続き、県等からの要請に応じて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡

時の対応等を行う。

#### **(6) - 2 市民・事業者への呼びかけ**

- ① 市は、県内発生早期に引き続き、市民に対して、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ② 市は、県等からの要請に応じて、事業者への食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め及び売り惜しみに関する取り組み等に適宜、協力する。

#### **(6) - 3 埋葬・火葬の特例等**

- ① 市は、県内発生早期に引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるように努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ② 市は、区域内において火葬を行うことが困難と判断される場合は、県や近隣市町村に対して応援、協力を要請する等適切な火葬体制の確保に努める。

#### **(6) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置**

##### **① 生活関連物資等の価格の安定等**

・市は、県等と連携して、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

##### **② 水の安定供給**

・水道事業者である市は、業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## 6 小康期

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li><li>・ 大流行はいったん終息している状況。</li></ul>
目的：
市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方：
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。
3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

#### (1) - 1 実施体制の変更

- ① 市は、県等と連携して、感染段階に関する情報を積極的に収集し、小康期の対策を確認する。
- ② 市は、市行動計画の見直しを行う際は、新型インフルエンザ等における医療対策上の課題及び対応を検討するため、医師会の代表者等、感染症に関する知識、経験を有する者の意見を聴取し、見直しに反映する。

#### (1) - 2 市対策本部の廃止

- ① 市は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2) - 1 情報収集

- ① 市は、国、県、国際機関等から新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国等を通じて必要な情報を収集する。

#### (2) - 2 サーベイランス

- ① 市は、市は、積極的に情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じて、その取り組みに適宜、協力する。
- ② 市は、県等と連携し、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化するための取り組みに適宜、協力する。

### **(3) 情報提供・共有**

#### **(3) - 1 情報提供**

- ① 市は、県等と連携して、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 市は、市民から相談窓口等に寄せられた問合せ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

#### **(3) - 2 情報共有**

- ① 市は、県等と連携して、インターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

#### **(3) - 3 相談窓口等の体制の縮小**

- ① 市は、県等からの要請に応じて、相談窓口等の体制を縮小する。

### **(4) 予防・まん延防止**

#### **(4) - 1 水際対策**

- ① 市は、県等と連携して、海外での発生状況を踏まえつつ、国が情報提供・注意喚起の内容を順次見直した場合には、その内容を市民に周知する。

#### **(4) - 2 予防接種（緊急事態宣言がされている場合）**

- ① 市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### **(4) - 3 予防接種（緊急事態宣言がされている場合の措置）**

- ① 市は、国及び県と連携して、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

### **(5) 医療**

#### **(5) - 1 医療**



- ① 市は、県で実施する対策について、県等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じて、その取り組みに適宜、協力する。

### 《医療に関する県の対策》

#### ○医療体制の整備

・県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

#### ○抗インフルエンザウイルス薬等

・国が、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成した場合は、医療機関に対し周知する。

・県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、不足している医薬品その他の物資及び資材を確保するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

この場合、特措法第 11 条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。

### (5) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 市は、必要に応じて、県内発生早期又は県内感染拡大期に講じた措置を適宜、縮小・中止する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (6) - 1 要援護者への生活支援

- ① 市は、新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合は、引き続き、国及び県と連携して、必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。

### (6) - 2 市民・事業者への呼びかけ

- ① 市は、県等と連携して、必要に応じて、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。
- ② 市は、県等からの要請に応じて、事業者への食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め及び売り惜しみに対する取り組み等に適宜、協力する。

### (6) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 市は、指定地方公共機関等とともに、国及び県と連携して、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## 参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

県では、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合、以下のとおり対策を行う。

市では、県等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じて、その取り組み等に適宜、協力するものとする。

### (1) 実施体制

#### (1) - 1 体制強化

県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。この場合、「埼玉県高病原性鳥インフルエンザ感染症対応指針」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）対応マニュアル」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）診断・治療及び医療施設等におけるガイドライン」を基本として対応する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2) - 1 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

#### (2) - 2 国等からの情報収集

県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国等から情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。

- ・ 国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所

- ・ 地方公共団体

### (2) - 3 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

## (3) 情報提供・共有

(3) - 1 県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

(3) - 2 国から、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染を認めたとの情報提供があった場合には、県は、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、県民に積極的な情報提供を行う。

## (4) 予防・まん延防止

### (4) - 1 水際対策

- ① 国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合行い、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、県も情報提供、注意喚起を行う。
- ② 県は、検疫所から検疫法の対象となる鳥インフルエンザの有症状者に関する通知等を受け、適切に対応する。

### (4) - 2 疫学調査、感染防止策

- ① 県は、国が必要に応じて派遣する、疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 県は、国と連携し、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

#### (4) - 3 家きん等への防疫対策

県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。

- ① 国の支援を受け、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
- ② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等の場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
- ③ 県警察は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

### (5) 医療

#### (5) - 1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県及び保健所設置市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者が迅速かつ確実な診断を行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう要請する。
- ② 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、衛生研究所においても検査を実施する。
- ③ 県及び保健所設置市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

#### (5) - 2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

## 用語解説

### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための県が設置する相談センター。市民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### ○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

### ○ 死亡率 (Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### ○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な

被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

#### ○ 新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

#### ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

#### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人か

ら人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

#### ○ リ患率 (Attack Rate) \*政府行動計画では「発病率」

流行期間中にその疾病に罹患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

#### ○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

